

～介護予防支援の指定基準等について～

1 業務内容

介護予防支援とは、居宅要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、居宅要支援者からの依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいて指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいいます（法第8条の2第16項）。

2 介護予防支援の指定

介護保険制度のもとで介護予防支援事業を行う場合は、介護保険法、横須賀市条例、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）等を満たしていることが必要です。

3 介護予防支援指定基準

【人員基準】

管理者

(1) 設置者が地域包括支援センターである場合

- 管理者は、常勤であり、原則として専ら当該介護予防支援事業に従事する者であること。ただし、当該介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、次に掲げる他の職務を兼ねることができます。

- ① 当該介護予防支援事業所の他の職務に従事する場合
- ② 当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事する場合

(2) 設置者が居宅介護支援事業者である場合

- 管理者は、常勤であり、原則として専ら当該介護予防支援事業に従事する者であること。ただし、次に掲げる場合は他の職務を兼ねることができます。

- ① 当該介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- ② 同一の事業者によって設置された他の事業所の職務に従事する場合（当該介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

- 主任介護支援専門員であること。

従業者

- (1) 設置者が地域包括支援センターである場合
 - 1以上の担当職員を配置すること。

- (2) 設置者が居宅介護支援事業者である場合
 - 1以上の介護支援専門員を配置すること。

【設備基準】

事務室

事業を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けること。(業務に支障がないときは、地域包括支援センターが行う他の事業(居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受けて、当該居宅介護支援事業所において介護予防支援を行う場合にあつては、居宅介護支援事業)の用に供する事務室又は区画と同一のものであつても差し支えありません。)

相談室

利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースを確保すること。(相談室が専用の部屋でない場合は、パーティション等で囲われている相談スペースを確保すること。)

会議室

サービス担当者会議を行うのに適当なスペースを確保すること。